

# 特別養護老人ホーム 特養いいもり 施設利用料金一覧表

※平成27年8月1日現在

要介護1	従来型個室				多床室			
	保険額	自己負担	各種加算	合計	保険額	自己負担	各種加算	合計
	5,470	547	103	650	5,470	547	103	650
	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計	居住費単価	食費単価	負担額合計	1ヶ月合計
第1段階	320	300	1,270	39,370	0	300	950	29,450
第2段階	420	390	1,460	45,260	370	390	1,410	43,710
第3段階	820	650	2,120	65,720	370	650	1,670	51,770
第4段階	1,150	1,380	3,180	98,580	840	1,380	2,870	88,970

要介護2	従来型個室				多床室			
	保険額	自己負担	各種加算	合計	保険額	自己負担	各種加算	合計
	6,140	614	103	717	6,140	614	103	717
	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計
第1段階	320	300	1,337	41,447	0	300	1,017	31,527
第2段階	420	390	1,527	47,337	370	390	1,477	45,787
第3段階	820	650	2,187	67,797	370	650	1,737	53,847
第4段階	1,150	1,380	3,247	100,657	840	1,380	2,937	91,047

要介護3	従来型個室				多床室			
	保険額	自己負担	各種加算	合計	保険額	自己負担	各種加算	合計
	6,820	682	103	785	6,820	682	103	785
	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計
第1段階	320	300	1,405	43,555	0	300	1,085	33,635
第2段階	420	390	1,595	49,445	370	390	1,545	47,895
第3段階	820	650	2,255	69,905	370	650	1,805	55,955
第4段階	1,150	1,380	3,315	102,765	840	1,380	3,005	93,155

要介護4	従来型個室				多床室			
	保険額	自己負担	各種加算	合計	保険額	自己負担	各種加算	合計
	7,490	749	103	852	7,490	749	103	852
	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計
第1段階	320	300	1,472	45,632	0	300	1,152	35,712
第2段階	420	390	1,662	51,522	370	390	1,612	49,972
第3段階	820	650	2,322	71,982	370	650	1,872	58,032
第4段階	1,150	1,380	3,382	104,842	840	1,380	3,072	95,232

要介護5	従来型個室				多床室			
	保険額	自己負担	各種加算	合計	保険額	自己負担	各種加算	合計
	8,140	814	103	917	8,140	814	103	917
	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計	居住費単価	食費単価	合計単価	1ヶ月合計
第1段階	320	300	1,537	47,647	0	300	1,217	37,727
第2段階	420	390	1,727	53,537	370	390	1,677	51,987
第3段階	820	650	2,387	73,997	370	650	1,937	60,047
第4段階	1,150	1,380	3,447	106,857	840	1,380	3,137	97,247

## 【補足】

(単位；円)

- ①各種加算の内訳は、以下の内容となります。上記の料金は1割負担分での内容となります。  
 栄養マネジメント加算(14) + 看護体制加算Ⅰ(6) 看護体制加算Ⅱ(13) + 日常生活継続支援加算(36)  
 夜勤職員配置加算(22) 個別機能訓練加算(12)
- ②その他の加算として対象者には、初期加算(30) 外泊時費用加算(246) 療養食加算(18) 看取り介護加算  
 144~1,280)等が加算されます。
- ③居住費及び食費に関しては、厚生労働省が示している基準額を参考にしています。住所地の保険者(市町村)に限度額の申請をすることで、滞在費及び食費(段階)が決定されます。
- ④1割の利用者負担の合計額が高額になり、一定額を超えた時は申請により、超えた分が『高額介護サービス費』として申請後市町村から支給されます。
- ⑤上記の料金は1ヶ月31日を基準としています。理美容代・日用品・医療費は本人様の実費負担となります。
- ⑥加算については変更される場合がありますので、ご了承下さい。
- ⑦別途、介護職員処遇改善加算として上記の合計利用金額に3,3%が加算されます。